

令和 8 年度 [第 37-G 2802-01 号] 狩野川東部流域下水道
下水汚泥処理業務委託（R 8 年度分 東部その 6）

業 務 仕 様 書

第 1 条（目的）

この仕様書は、下水汚泥（以下「汚泥」という。）の適正な処理を図ることを目的とする。

第 2 条（処理期間）

処理期間は 契約日 から 令和 9 年 3 月 31 日 までとする。

（土日祝日、年末年始及び法で定める休日を含む。）

第 3 条（搬出場所）

狩野川東部浄化センター（静岡県田方郡函南町間宮 地内）

第 4 条（搬出予定量）

250 トン／年

第 5 条（汚泥の性状等）

汚泥の性状等は、次のとおりである。

項	目	内	容
種	類	汚	泥
形	状	固	形
荷	姿	バ	ラ
重 金 属 の 有 無		有（産業廃棄物に係る判定基準値以下）	
含	水	率	78～84%程度
特	性	汚泥に亜鉛含有消臭剤を使用	

第 6 条（汚泥の処分方法）

汚泥の最終的な処分方法は、リサイクルとする。

第 7 条（業務の履行に関わる留意事項）

業務履行に当たっては、次の事項を留意しなければならない。

- （1）業務履行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）他関係法令を遵守し、不法行為を行ってはならない。
- （2）受注者の使用する運搬車両は、汚泥処理棟ホッパー室（仕切りカーテン内）にコンテナを装着した状態で進入可能な最大車高 300cm 以下の車両を基本とする。
これによらない車両は、コンテナを装着した状態でホッパー室内に車両が進入可能なことを事前確認した後に、運用を開始すること。

- (3) 運搬には天蓋付きのコンテナの使用が望ましいが、ダンプ積み込み等の天蓋のない車両の場合は、汚泥や臭気が外部に漏れないような措置を講ずること。
- (4) 積み込み日時は、発注者の搬出計画に基づき、他の契約処理業者と調整の上、発注者と受注者が協議し決定する。
- (5) 1 回に積み込む汚泥重量は **8.5 トン程度** を基本とし、発注者と協議の上決定する。(一日の搬出予定量は 17 トン程度)
- (6) 搬出時間は、**原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間** とする。
(工事等の関係で、搬出時間が変更となる可能性あり)
- (7) 場内は、所定のコースを走行し、時速 **15km/h** 以下とすること。
- (8) 運搬途上において、積み替えや他の廃棄物と混載してはならない。
- (9) 業務履行においては関係法令を遵守すること。また、地元住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。
- (10) 受注者は、処理施設の事故等により予定していた下水汚泥処理が困難となる事態が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- (11) 発注者は、必要に応じて汚泥に関する情報を受注者に通知する。

第 8 条 (業務責任者)

受注者は、業務上の責任者を選定し速やかに届け出ること。

第 9 条 (業務実施計画書)

受注者は、委託業務契約締結後 7 日以内に業務実施計画書を提出すること。

第 10 条 (報告)

受注者は、毎月の処理量を所定の様式により、翌月 10 日までに発注者に報告すること。

第 11 条 (予定数量)

発注者は、業務期間中に契約上の予定数量を超過する見込みとなった場合、速やかに協議書その他必要な資料を受注者に提出し協議する。

第 12 条 (産業廃棄物管理票)

本業務における産業廃棄物管理票 (マニフェスト) は、電子マニフェスト (JWNET) により運用する。

第 13 条 (数量の確認)

受注者は、発注者から発生する汚泥を受け入れる前に、計量証明事業登録証 (又はこれに代わる証明書) を提出しなければならない。また、運搬量及び処分量の計量は、計量証明登録を受けた計器により行うこと。なお、計量に関する費用は全て受注者の負担とする。

第 14 条（再委託の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第 15 条（安全管理）

受注者は、第 9 条に示す業務計画書へ災害、事故その他緊急時における連絡体制を記載すること。